

行政法 I

科目ナンバリング PUL-203
選択 2単位

小川 有希子

1. 授業の概要(ねらい)

行政法Ⅱは、経済学の周辺分野の専門知識を使い広い視野から経済活動を説明できるようになること(経済学科)、働く際に社会的ルールや法を遵守することの重要性を理解できること(経営学科)、人文・社会科学および自然科学に関する幅広い知識を学修すること(スポーツ医療学科)を目的として開講されている科目の一つです。
この授業は、行政法を初めて学ぶ法学部以外の学生を対象とします。日本には、「行政法」という名の法典は存在せず、行政に関わる法律関係を全般的に扱う科目を「行政法」と呼んでいます。行政法Ⅰでは、行政法の基本的な原理を学ぶとともに、行政主体の組織に関する法(行政組織法)と行政の諸活動に関する法(行政作用法)についての基本的な知識を修得することを目指します。主として、講義形式で行いますが、不明な点や納得できない点をそのままにせず、積極的に取り組んでください。行政法は、憲法の理念を具体化したものですので、憲法を修得していることを前提に授業を進めることもあります。

2. 授業の到達目標

- ①行政法の基本構造と基本的な原理を理解する
- ②行政組織法と行政作用法についての基本的な知識を修得する
- ③具体的な事例を用いて、行政組織法と行政作用法について説明することができる

3. 成績評価の方法および基準

小テスト3回 30%
期末試験 70%

4. 教科書・参考文献

教科書
高橋滋ほか編著 『行政法 Visual Materials 第2版』 有斐閣
参考文献
宇賀克也ほか編著 『行政法判例百選Ⅰ 第7版』 有斐閣

5. 準備学修の内容

- [予習] 30分(目安)
①教科書の指定範囲を読み、見出しに使われている重要な用語や分からない用語について、参考書や法律用語辞典等で確認してノートにまとめる。
②教科書の指定範囲で紹介されている裁判例を、判例集やデータベースで入手し、事案の概要を把握しておく。
[復習] 60分(目安)
①授業で説明された行政法の基本的な用語を正しく説明できるよう、ノートにまとめる。
②授業中に出題された問題を解いてみる。
③不明な点や納得できない点が残っている場合は、期末試験までに解消する。

6. その他履修上の注意事項

多くの条文を参照することになります。教科書に出てきた条文は、必ず六法やデータベース等で調べてください。

7. 授業内容

- 【第1回】 ガイダンス
・授業の形式、成績評価等について
・六法、データベース等の使い方
教科書の項目に沿って進める。
No.1 行政法をみてみよう①—行政法ってどんな法律?
No.2 行政法をみてみよう②—規範としての行政法
No.3 行政法をみてみよう③—紛争解決のルール
No.4 行政法をみてみよう④—行政法の学び方
- 【第2回】 No.5 行政法の基本原理
- 【第3回】 No.6 行政主体①—国
No.7 行政主体②—地方公共団体
No.8 行政主体③—国と地方公共団体の関係
- 【第4回】 No.9 行政主体④—公私協働
No.10 行政主体⑤—行政主体と行政機関・行政庁
No.11 公務員法・公物法
小テスト1回目
- 【第5回】 No.12 行政行為①—総論
No.13 行政行為②—種類
- 【第6回】 No.14 行政行為③—効力と附款
No.15 行政行為④—職権取消しと撤回
- 【第7回】 No.16 行政裁量①—総論
- 【第8回】 No.17 行政裁量②—専門技術的裁量
No.18 行政裁量③—政治的裁量
小テスト2回目
- 【第9回】 No.19 行政手続①—総論
No.20 行政手続②—理由付記
- 【第10回】 No.21 行政手続③—聴聞手続
No.22 行政手続④—環境影響評価
No.23 行政指導
- 【第11回】 No.24 立法行為①—総論
No.25 立法行為②—通達

- 【第12回】 No.26 行政計画
No.27 行政契約
小テスト3回目
- 【第13回】 No.28 行政上の強制執行
No.29 行政上の即時強制
- 【第14回】 No.30 行政上制裁・その他
No.31 行政調査
- 【第15回】 まとめ(オンライン)